

寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 2 月 24 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 1 号

寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成 3 年寒川町規則第
12 号)の一部を次のように改正する。

「8 他の法令により、保険の自己負担分の助成を受けられる
ときは、この証による受診はできません。

第3号様式中 9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受け
た額の全部または一部を返還しなければならないことがあ
ります。」

「8 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受け
た額の全部または一部を返還しなければならないことがあ に改める。
ります。」

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。